



茨城県報

第 353 号

令和 4 年 (2022年) 10月27日

木 曜 日

目 次

| 規 則 | ページ |
|-----------------------------------|-----|
| (公 安 委 員 会) | |
| ●茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… | 1 |
| 告 示 | |
| ●大規模小売店舗の変更の届出 (10件) (中小企業課)…………… | 4 |
| ●道路の区域の変更 (道路維持課)…………… | 12 |
| 公 告 | |
| ●基本測量の実施 (用地課)…………… | 12 |
| ●公共測量の実施 (用地課)…………… | 12 |
| ●公共測量の実施変更 (用地課)…………… | 13 |
| ●都市計画の図書の縦覧 (都市計画課)…………… | 13 |
| ●道路の位置の指定 (建築指導課)…………… | 13 |
| ●建築基準法による道路の指定の廃止 (建築指導課)…………… | 14 |
| (病 院 局) | |
| ●落札者等の公示…………… | 14 |
| (教 育 委 員 会) | |
| ●落札者等の公示…………… | 15 |

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第9号

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年10月27日

茨城県公安委員会委員長 寺 門 一 義

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

茨城県道路交通法施行細則 (昭和53年茨城県公安委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の 1 条を加える。

(是正命令)

第18条の 2 法第74条の 3 第 8 項の規定による自動車の使用者に対する是正命令は、是正命令書 (様式第43号の 2) を交付して行うものとする。

様式第26号裏面中「第119条の2第1項第3号の罪を犯して」を「第119条の2の2第2項の規定により」に改める。

様式第43号の次に次の1様式を加える。

様式第43号の2

是 正 命 令 書

年 月 日

殿

茨城県公安委員会 印

道路交通法第74条の3第8項の規定により、下記のとおり是正の措置をとることを命令する。

記

| | |
|---------|--|
| 命 令 内 容 | |
|---------|--|

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1071号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和4年10月27日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

代表取締役 西野 敏哉

(2) 住所

東京都港区芝浦一丁目2番3号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフガーデン神栖

神栖市平泉8-80 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

令和4年5月28日 外

(4) 変更する理由

小売業者の代表者変更、小売業者の入退店のため

3 届出年月日

令和4年10月12日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1072号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和4年10月27日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 織田 寛明

(2) 住所

東京都千代田区麹町五丁目 1 番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザひたち野うしく

牛久市ひたち野東二丁目 7 番地 2 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 辻田 泰徳

(変更後) 代表取締役 織田 寛明

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 変更の年月日

ア 令和 4 年 4 月 1 日

イ 令和 4 年 7 月 11 日 外

(4) 変更する理由

ア 設置者の代表者変更のため

イ 小売業者の代表者変更のため

3 届出年月日

令和 4 年 10 月 12 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1073号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 4 年 10 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 織田 寛明

(2) 住所

東京都千代田区麴町五丁目 1 番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ神栖A

神栖市居切1455- 1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 辻田 泰徳

(変更後) 代表取締役 織田 寛明

(3) 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

(4) 変更する理由

設置者の代表者変更のため

3 届出年月日

令和 4 年10月12日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

~~~~~

**茨城県告示第1074号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 4 年10月27日

茨城県知事 大井川 和 彦

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 織田 寛明

## (2) 住所

東京都千代田区麴町五丁目 1 番地 1

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ひたちなか新光町複合店舗

ひたちなか市新光町27番 1

## (2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 辻田 泰徳

(変更後) 代表取締役 織田 寛明

(3) 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

(4) 変更する理由

設置者の代表者変更のため

3 届出年月日

令和 4 年 10 月 12 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1075号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 4 年 10 月 27 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市谷島町 5 番 42 号

(2) 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

代表取締役 伊藤 光博

東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン結城

結城市大字結城11839番地 1

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

令和 4 年 3 月 10 日

(4) 変更する理由

小売業者に変更が生じたため

3 届出年月日

令和 4 年 10 月 12 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1076号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和4年10月27日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 織田 寛明

(2) 住所

東京都千代田区麹町五丁目1番地1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スポーツデポ・ゴルフ5ひたち野うしく店

牛久市ひたち野東一丁目25-1

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 辻田 泰徳

(変更後) 代表取締役 織田 寛明

(3) 変更の年月日

令和4年4月1日

(4) 変更する理由

設置者の代表者変更のため

3 届出年月日

令和4年10月12日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1077号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。



令和 4 年10月27日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 織田 寛明

(2) 住所

東京都千代田区麴町五丁目 1 番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

つくば市学園の森複合

つくば市学園の森二丁目 1 番地 1 の一部

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 辻田 泰徳

(変更後) 代表取締役 織田 寛明

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

ア 令和 4 年 4 月 1 日

イ 令和 3 年 4 月 1 日 外

(4) 変更する理由

ア 設置者の代表者変更のため

イ 小売業者の地位承継のため

3 届出年月日

令和 4 年10月12日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1078号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4週間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 4 年10月27日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大和ハウス工業株式会社

代表取締役 芳井 敬一

大阪府大阪市北区梅田三丁目 3 番 5 号

- (2) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

代表取締役 西野 敏哉

東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号

2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビッグハウスみどりの店・みどりの二丁目複合店舗

つくばしみどりの二丁目39番 1 外

- (2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

- (3) 変更の年月日

令和 4 年 8 月 26 日

- (4) 変更する理由

住所を登記に統一するため

3 届出年月日

令和 4 年 10 月 12 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1079号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 4 年 10 月 27 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

代表取締役 伊藤 光博

- (2) 住所

東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 2 号

2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアシティ荒川本郷

稲敷郡阿見町本郷三丁目 1 番地 1 外

- (2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 変更の年月日

令和 4 年 4 月 11 日

(4) 変更する理由

小売業者の代表者変更のため

3 届出年月日

令和 4 年 10 月 12 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1080号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 4 年 10 月 27 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 柳井 隆博

(2) 住所

東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグーつくば店

つくば市研究学園七丁目54番地 1、2、3

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

令和 4 年 6 月 1 日

(4) 変更する理由

吸収合併により小売業者の名称、住所、代表者に変更が生じたため

3 届出年月日

令和 4 年 10 月 12 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

## 茨城県告示第1081号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年10月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月27日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 瓜連馬渡線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                     | 旧新の別     | 敷地の幅員                     | 延長                 | 摘 要   |
|---------------------------------------------------------|----------|---------------------------|--------------------|-------|
| ひたちなか市大字佐和字田向1099番2から<br>ひたちなか市大字高野字富士山1777番18まで        | 旧<br>(A) | メートル<br>最大 38.1<br>最小 5.5 | メートル<br>4,039      |       |
| ひたちなか市大字佐和字コカヤシキ2386番<br>4から<br>ひたちなか市大字高野字富士山1777番11まで |          | (B)                       | 最大 69.0<br>最小 12.8 | 4,038 |
| ひたちなか市大字佐和字コカヤシキ2386番<br>4から<br>ひたちなか市大字高野字富士山1777番11まで | 新 (B)    | 最大 69.0<br>最小 12.8        | 4,038              | 区域除外  |

## 公 告

### ●基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年10月27日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 国土交通省 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）
- 3 作業期間 令和4年11月15日から  
令和5年3月31日まで
- 4 作業地域 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、城里町、大子町

### ●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年10月27日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 笠間市
- 2 作業種類 公共測量 (数値地形図データ作成 地図情報レベル500)
- 3 作業期間 令和 4 年 10 月 20 日から  
令和 5 年 3 月 10 日まで
- 4 作業地域 笠間市 笠間城跡周辺 0.55km<sup>2</sup>

~~~~~

●公共測量の実施変更

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 5 条の規定に基づく公共測量について、令和 4 年 8 月 18 日付け茨城県報第 333 号において公示した内容を、次のとおり変更する旨通知があったので、同法第 39 条の規定において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 10 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 4 作業地域を次のように変更する。

【変更前】

作業地域 桜川市の一部地域 120.0km²

【変更後】

作業地域 桜川市の一部地域 155.0km²

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区の変更に伴い龍ヶ崎市から都市計画法 (昭和 43 年法律 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 4 年 10 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
生産緑地地区
  - 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課
- ~~~~~

●道路の位置の指定

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

令和 4 年 10 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 指定番号          | 指定年月日        | 申 請 者                           |                   | 道 路 の 位 置           | 道路の幅員及び延長    |               |
|---------------|--------------|---------------------------------|-------------------|---------------------|--------------|---------------|
|               |              | 氏 名                             | 住 所               |                     | 幅 員          | 延 長           |
| 鹿七建指令<br>第11号 | 令和 4 年10月19日 | アオキ株式<br>会社 代表<br>取締役 青<br>木 正紀 | 石岡市杉並一丁目7<br>番16号 | 鉾田市舟木字土井林<br>183番20 | メートル<br>6.25 | メートル<br>68.94 |

~~~~~

●建築基準法による道路の指定の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項5号の規定による道路の指定を廃止したので、公告する。

令和 4 年10月27日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定番号 第1403号の1
- 2 廃止する道路の種類 第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定廃止の年月日 令和 4 年 6 月24日
- 4 廃止する指定道路の位置
神栖市平泉東一丁目64番115の一部
- 5 廃止する指定道路の延長及び幅員
延長 27.50メートル
幅員 4.00メートル

~~~~~

(病 院 局)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 4 年10月27日

茨城県立中央病院長 島 居 徹

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県病院局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第22号）第2条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年茨城県規則第98号）第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧落札方式又は随意契約による場合にはその理由

①血管造影X線撮影装置1式の調達 ②茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528 ③令和4年10月11日 ④株式会社アステック 茨城県つくば市東新井14-3 シバハシビル5F ⑤149,890,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） ⑥一般競争入札 ⑦令和4年9月1日 ⑧最低価格

~~~~~

(教 育 委 員 会)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 4 年10月27日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第98号) 第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合にはその理由 ⑨その他必要な事項

①茨城県立海洋高等学校レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ賃貸借 ②教育庁総務企画部財務課 茨城県水戸市笠原町978番 6 ③令和 4 年10月 6 日 ④東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町 3 番地 ⑤月額 950,400円 ⑥一般競争入札 ⑦令和 4 年 8 月25日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)